

平成25年

年頭所感



特許技監
櫻井 孝

新年明けましておめでとうございます。2013年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年は、日米欧三極協力を開始してから30年、五大特許庁 (IP5) の枠組みを創設してから5年という国際協力の節目の年でした。第1回三極会合が開催された昭和58年当時を思い起こしますと、まだ出願書類の電子化などは全く行われておらず、全ての作業は紙の状態で行われておりました。しかもその件数は年々増加する傾向にあり、毎年膨大な数の紙の公報類が発行され、審査官は手作業でそれらを審査資料としてファイリングする作業に追われておりました。このままでは業務効率はますます低下し、特許庁は紙の資料の中に埋没し、審査に要する期間はどんどん長期化することが懸念されましたが、米国も欧州も同じ課題を抱えておりました。そのような課題に一番早く取り組んだのはわが庁であり、ペーパーレス計画を世界に先駆けてスタートさせます。それに合わせ、過去の公報類の電子データ化を進めようというのが、初期の頃の三極会合の主要なプロジェクトでした。この、三庁それぞれが持つ過去の紙媒体での公報類をイメージデータに変換するバックファイル・コンバージョン (BACON) プロジェクトの成功から、三極協力は大きく回り出しました。

以来、30年、三極の間で様々な協力プロジェクトを展開し、成果を上げてきました。その間に、中国、韓国も特許出願件数を伸ばし、世界において知財の法制度や運用をともに議論するにふさわしいパートナーとなります。そしてこれら2庁を加えたIP5の枠組みが5年前にスタートしました。

昨年11月に記念すべき第30回の三極会合をわが庁がホストしましたが、これからもわが庁が世界をリードして特許制度の発展に貢献すべきであると強く思いました。

(特許審査の現状)

さて、わが特許庁にとって、今年は重要な意味を持つ年です。すなわち、今年は長年の課題であった「審査順番待ち期間11か月 (FA11)」を達成すべきと定められた目標の年となります。FA11は、2004年に決定された知財推進計画の中で、権利の早期確定がわが国企業の国際競争力の向

上に資すること、発明の早期権利化により積極的に研究開発に取り組むトップランナーの優位性を確保すること、更には革新的な技術を有する中小・ベンチャー企業の競争力強化にも資するという観点から長期目標として掲げられたものです。それ以来、特許庁全体で最優先課題として取り組んできました。

現在の特許審査の状況を見ますと、ピーク時 (2008年3月末) に91万件あった審査順番待ち件数 (いわゆる滞貨件数) は、2012年9月末には、34万件台まで減少いたしました。審査順番待ち期間も、同9月末で19月台まで短くなってきており、今年3月末には17月台まで短くなるが見込まれています。あくまでもこのまま順調に推移すればという前提ではありますが、FA11という大目標を達成する見込みが立つような状況にまでできております。

もっとも、昨今の特許庁を取り巻く状況を見ますと、わが国企業のグローバルな事業展開に伴って、海外での権利取得を進める企業が増えてきています。とりわけ国際特許出願 (PCT出願) の件数の増加が著しく、2012年度は前年度比14%増で推移しております。2011年度は前年度比20%増であったことからみても、この増加傾向は今後も続くものと予想しております。また、わが国の成長戦略の視点から、わが特許庁としてもわが国企業の海外事業展開をサポートするような取組も必要になってくるでしょう。そのような課題に取り組みつつも、前述した「2013年に審査順番待ち期間を11月にする」という大目標を着実に達成できるよう、引き続き審査処理を進めていく必要があります。

これまで積み上げてきた努力が結実してFA11が達成されるように、今年も特許審査部一丸となって審査業務に取り組んでいきたいと考えております。

(国際的に通用する安定した権利の設定)

今年は、FA11達成を目指すことは当然として、さらに、2014年以降の特許審査のあり方を考えて方針を定めるべき重要な年でもあります。昨年から既に議論されていますが、より安定した強い特許権を設定するという観点から、審査の質の維持乃至向上が重要な課題になると思います。

審査の質を高めるための要素はいろいろありますが、まずは先行技術文献のサーチを充実させることが大切です。特に中国における特許出願件数が2002年(8.1万件)から2011年(52.6万件)までの間に7倍近くに急増し、今後も増加していくことを踏まえ、庁内に留まらず、わが国ユーザーにとっても中国の特許文献を検索できる環境整備が急がれます。このような課題に応えるため、2012年3月よりIPDLにて機械翻訳による中国実用新案の和文抄録の提供を開始しましたし、加えて2012年度の事業として人手翻訳による中国特許の和文抄録の作成事業を進めているところです。さらには、近くスタートする新しいシステム最適化の取組の中で、より高度化した機械翻訳機能を活用し、中韓文献の日本語による全文テキスト検索が可能な検索ツールの検討を進めていく必要があると考えております。

審査を経て設定された特許権の安定性をより一層高めるといった観点については、昨今FA期間が短縮化し、審査の結果が早く出されるようになっており、特に出願公開前の特許査定件数が増えてきていることに対し、ユーザー視点からはより安定した権利設定の要望、また第三者的視点からは情報提供機会の確保の要望が寄せられているところです。これらの指摘も踏まえ、わが国での付与後レビュー制度(仮称)の導入について特許法改正を目指していきます。

(グローバル化への対応)

世界に視点を向けますと、制度調和に向けた取組は実に長い歴史を持った、古くて新しい課題です。ここしばらくは議論が停滞してきておりましたが、ここにきて米国での改正特許法(AIA)の成立を契機に制度調和への機運が高まってきております。そのメインエンジンともいべき検討機構は、日米欧の三特許庁及び主要な欧州数か国の特許庁をメンバーとした、いわゆるテゲルンゼイ会合と呼ばれるものです。そこでの議論を先進国グループ(B+)会合、さらにはIP5での議論につなげていこうという計画のもと、わが国特許庁が主導となって議論を進めてきています。

また、2006年にわが国が米国との間で初めて試行開始したPPHについては、その有用性が全世界的に認識され、最近では参加を希望する庁がどんどん増えてきております。ユーザーからも非常に高い評価を得ている仕組みではありますが、バイラテラルな合意の集合体であるがゆえに、要件が国によって異なる点などユーザーから不便を指摘する声も高まってきています。今年にはわが庁が全PPH参加庁を集めた検討会議を主催し、より使いやすいPPHの仕組みについて検討を進めていきます。

ワークシェアリングのバックボーンをなすべき世界的なIT基盤についても、WIPOとも協働しつつ、IP5においていわゆる「グローバル・ドシエ」システムの構築について議論を進めていくことが合意されています。このシステムは、わが庁とUSPTOとが共同で提案したものであり、各庁の

ドシエ(出願関係書類)情報やWIPOの有する世界中の特許文献情報を仮想的に統合して、各国の出願の審査状況やそれに関する特許文献情報を一元的に提供する世界共通のプラットフォームの構築を目指すという夢のあるプロジェクトです。ユーザーからの期待度も高く、IP5ではユーザーを交えたタスクフォースを設置することが決まっています。今年はその第1回目の会合が開かれることになっており、ユーザーニーズを聴取しながらよりよいシステムの構築に向けた議論を進めたいと考えています。

(知財立国を支えられる施策の展開)

知財立国という言葉が使われるようになって久しいですが、残念ながらまだまだそれが実現したと言えるほどに知財が活用される状況は生まれていないように思います。わが国の成長戦略を進めていく上で、知財の活用はますます重要なものになってくると確信します。

知財がより一層有効に活用されるためには、出願人自身が自らの事業戦略の中でしっかりと知財を位置づけることが必要です。これも既に何年も前から指摘されてきていることではありますが、最近になって実際にそれを具体化するユーザーが出てきました。今後の事業展開を進める上で、自身の持つ知財を見直し、必要になると思われる技術やデザインをパッケージとして捉え、それらをまとめて権利化するとともに、PPHも活用して外国での特許網も構築し、ライバル他社に対して完全な優位性を確保するという、まさに知財を中心として事業戦略を回そうとする企業にとっては、まずはわが国で必要な権利をタイムリーに過不足なくまとめて取得することが求められます。そのようなユーザーニーズに応え、知財立国の実現の一助となるよう、新たな施策として事業戦略対応まとめ審査の検討を進めています。分野横断的に出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するためにはどのような運用にすれば良いのか、今年4月からの試行を通じて、事業展開の支援に最適な運用を目指していきます。

意匠分野でも、産業構造審議会意匠制度小委員会において、国際展開の支援のためのハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟や、画像デザインの保護の充実について審議されました。近年、特に情報機器におけるユーザーインターフェースの分野において、技術とデザインが密接に関わってきていることを強く感じております。今年、庁内組織の再編成により意匠審査部が特許審査部に近いところに移されますが、昨今の世界的な知財の動きを見ても首肯される措置だと思えます。デザイン戦略は、わが国のユーザーにもっともっと重要視されるべききものと考えます。特許審査部と意匠審査部がより一層協力して、両制度がより一層望ましい形で発展していくことを心から期待しています。

最後になりましたが、本年が皆様にとって良い年になりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。